



2018年4月27日

各 位

会社名 株式会社 住友倉庫
代表者名 社長 小野 孝則
(コード番号 9303 東証第1部)
問合せ先 総務部長 坂口 晃
(TEL. 06-6444-1181 総務部総務課)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年4月27日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更及び定款一部変更について決議するとともに、2018年6月下旬開催予定の第141期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、2018年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を踏まえ、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

2018年10月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、2018年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、当社株式の中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位（売買単位あたりの価格）を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（2株を1株に併合）を実施するものであります。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の割合

2018年10月1日をもって、同年9月30日（実質上9月28日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式について、2株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（2018年3月31日現在）	176,373,231株
併合により減少する株式数	88,186,616株
併合後の発行済株式総数	88,186,615株

（注）「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、「併合前の発行済株式総数」及び併合の割合に基づき算出した理論値です。

④併合後の発行可能株式総数

200,000,000株（併合前：395,872,000株）

なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第182条第2項の定めに基づき、株式併合の効力発生日（2018年10月1日）に、上記のとおり変更したものとみなされます。

(3) 併合により減少する株主数

2018年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
2株未満	181名（2.72%）	181株（0.00%）
2株以上	6,465名（97.28%）	176,373,050株（100.00%）
合計	6,646名（100.00%）	176,373,231株（100.00%）

（注）上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、所有株式数が2株未満の株主様181名（所有株式数の合計181株）は、株主としての地位を失うこととなります。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

当社の定款は、本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、2018年10月1日をもって、次のとおり変更されます。

(下線は変更部分)

現行定款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>395,872,000株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>200,000,000株</u> とする。
第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 主要日程

2018年4月27日	取締役会
2018年5月下旬（予定）	取締役会（定時株主総会招集決議）
2018年6月下旬（予定）	第141期定時株主総会
2018年10月1日（予定）	単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の効力発生日

（ご参考）上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は2018年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は2018年9月26日となります。

以 上

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない数の株式にすることです。今回、当社では2株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、2018年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を踏まえ、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。また、単元株式数を変更するにあたり、当社株式の中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位（売買単位あたりの価格）を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（2株を1株に併合）を実施するものです。

Q 4. 株主の所有株式数及び議決権数はどうなりますか。

A 4. 株主様の株式併合後の所有株式数は、2018年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に2分の1を乗じた株式数（1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生の前後で、所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

例	効力発生前		⇒	効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	1株未満の端数
①	1,000株	1個		500株	5個	なし
②	1,500株	1個		750株	7個	なし
③	555株	なし		277株	2個	0.5株
④	2株	なし		1株	なし	なし
⑤	1株	なし		なし	なし	0.5株

- ・ 株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合（例③、例⑤）には、その端数のすべてを当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- ・ 例②、例③、例④では単元未満株式（効力発生後において、例②は50株、例③は77株、例④は1株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買増又は買取制度をご利用できます。
- ・ 効力発生前の所有株式数が1株の場合（例⑤）、株式併合により所有する株式がなくなりますので、株主としての地位を失うこととなります。

なお、株主様が口座を開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引のある証券会社にお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本は変わりませんので、株主様の所有株式数は、株式併合前の2分の1となりますが、逆に1株あたりの資産価値は2倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、所有株式の資産価値が変わることはありません。また、株価につきましても、理論上は併合前の2倍となります。

Q 6. 受け取る配当金への影響はないのですか。

A 6. 株式併合により株主様の所有株式数は2分の1になりますが、株式併合の効力発生後は、併合割合を勘案して1株あたりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等の他の要因を除けば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた1株未満の端数につきましては、当該端数に係る配当は生じません。

Q 7. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 7. 特段のお手続きの必要はありません。

Q 8. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 8. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増又は買取制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引のある証券会社又は後記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 9. 主なスケジュール（予定）は、以下のとおりです。

2018年6月下旬	第141期定時株主総会
2018年9月26日	100株単位での売買開始日
2018年10月1日	単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の効力発生日
2018年11月	株主様への株式併合割当通知発送
2018年12月	端数処分代金の支払開始

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関しご不明な点は、お取引の証券会社又は下記株主名簿管理人にお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
同 連 絡 先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
電 話 : 0120-782-031 (フリーダイヤル)
受付時間 : 午前9時から午後5時まで (土・日・祝日等を除く)

以 上